

名古屋市介護保険課 指導担当の移転について

令和5年3月23日(木)から、名古屋市介護保険課事業者指導担当の事務室が市役所本庁舎より下記のとおり移転しましたのでお知らせします。

移転年月日	令和5年3月23日(木)
移転先	〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目14番11号 DPスクエア東桜 8階 「名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室」
開庁時間	月曜日から金曜日 午前8時45分～午後5時15分 (休日・祝日・年末年始を除く)
電話番号	052-959-2592 : 施設サービス (介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護) 052-959-3087 : 居宅系サービス、居住系サービス (その他の介護保険サービス及び有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け 住宅)
FAX	052-959-4155
e-mail	a2592@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp



名古屋市営地下鉄東山線・名城線「栄」駅 徒歩6分

名古屋市営地下鉄桜通線「高岳」駅 徒歩4分

ご来訪の際は公共交通機関をご利用ください。

※障害者手帳等(敬老手帳を除きます)の交付を受けている方が当ビルの有料駐車場をご利用の場合は、手帳を提示いただくことにより駐車料金を免除しますので、事前にご連絡ください。

介護保険事業所等に対する指定指導事務の委託について

名古屋市は、介護保険事業所等による指定申請・指定更新申請及び変更届受付等事務並びに指導事務の一部を、下記へ業務委託しています。

【委託先】

- ・名古屋市介護事業者指定指導センター（一般社団法人 福祉評価推進事業団）
- ・住所：名古屋丸の内ビル7階（名古屋市中区丸の内3-5-10）
- ・TEL：052-950-2232（指定グループ）
052-950-2233（指導グループ）
- ・FAX：052-971-0577（指定グループ・指導グループ共通）



※市営地下鉄名城線

市役所駅3番出口より徒歩5分

※市営地下鉄名城線/桜通線

久屋大通駅2A出口より徒歩5分

※駐車場の用意はございません。

近くのコインパーキングに駐車いただくか、公共交通機関での来訪をお願いします。

指定指導センター来訪のために市役所の駐車場の利用はできません。

【委託内容】

1 指導事務

訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型を含む。）、居宅介護支援事業所、訪問看護事業所に対する運営指導の一部及び配食サービス事業者に対する書面指導を委託しています（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。）。また、住宅型有料老人ホームに対する立入検査の一部を委託しています（令和7年度より）。

また、併せて、上記サービスを運営する事業所からの、上記サービスに係る指定基準や報酬算定に係る質問等の対応を委託しています。

＜上記サービスを運営する事業所からの質問等対応窓口＞

名古屋市介護事業者指定指導センター

TEL：052-950-2233 FAX：052-971-0577

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-5-10 名古屋丸の内ビル7階

月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時30分まで

（祝休日、12月29日から翌年1月3日までは除く）

2 指定申請等受付事務

(1) 指定内容の変更及び加算届にかかると相談・受付窓口

すべてのサービスについて、次の部署で相談・受付を行います。

名古屋市介護事業者指定指導センター

TEL : 052-950-2232 FAX : 052-971-0577

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-5-10 名古屋丸の内ビル 7階

月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

(祝休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは除く)

(2) 指定申請、指定更新申請及び廃止・休止・再開の届出にかかると相談・受付窓口

訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、 通所介護、地域密着型通所介護、 (介護予防)訪問看護、 (介護予防)訪問リハビリテーション、 (介護予防)通所リハビリテーション(みなし指定)、 (介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、 (介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、 (介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援 予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、 予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス※、 運動型通所サービス※	名古屋市介護事業者指定指導センター TEL:052-950-2232 FAX:052-971-0577 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-5-10 名古屋丸の内ビル 7階 月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで(祝休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは除く) ※ミニデイ、運動型のサービス内容等は、 地域ケア推進課地域支援担当 TEL:052-972-2540
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 (介護予防)特定施設入居者生活介護、 (介護予防)認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	名古屋市役所介護保険課施設指定担当 (本庁舎 2 階) TEL:052-972-2539 FAX:052-972-4147
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 (介護予防)認知症対応型通所介護、 (介護予防)小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護	名古屋市役所介護保険課居宅指定担当 (本庁舎 2 階) TEL:052-972-3487 FAX:052-972-4147

○介護保険事業以外の事業等と併設の場合のご相談は、名古屋市職員も同席することがございます。

電話・資料送付のお間違えが多発しています。事業者の皆様にはお手数をおかけして申

し訳ありませんが、問い合わせ窓口をご確認いただき、お間違えのないようお願いし

ます。市へ問い合わせが必要な内容については、次ページをご確認ください。

令和7年度 名古屋市役所介護保険課 連絡先一覧

担当・連絡先	主な業務内容
推進担当 ☎972-2591	介護保険に係る予算決算、介護保険制度の普及、介護保険事業計画、名古屋市立老人ホーム
要介護認定担当 ☎750-7881 FAX 750-7884	要介護・要支援認定
保険料担当 ☎972-2595	介護保険の被保険者資格、介護保険料の賦課、収納
施設指定担当 ☎972-2539	次の介護サービスの事業者指定、更新等 〔介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〕 高齢者福祉施設の認可、有料老人ホームの届出、サービス付き高齢者向け住宅の登録(※) ※(共同所管)住宅都市局住宅企画課民間住宅担当 ☎972-2944
居宅指定担当 ☎972-3487	次の介護サービスの事業者指定、更新等 〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護〕 名古屋市特別給付(生活援助型配食サービス)の事業者指定、変更等の手続き、介護サービス情報公表(公表に関すること: ☎972-4628)
施設指導担当 栄養指導担当 ☎959-2592 FAX 959-4155 (東桜分室)	【施設指導担当】 介護サービス事業者等の指導(施設系サービス)、事故報告書(施設系サービス) 【栄養指導担当】 高齢者福祉施設の運営、介護サービス事業者・有料老人ホームの指導監督(栄養指導に関することに限る。)
居宅指導担当 ☎959-3087 FAX 959-4155 (東桜分室)	介護サービス事業者等の指導(居宅・居住系サービス)、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の指導、事故報告書(居宅・居住系サービス・有料老人ホーム)、介護サービス情報公表(訪問調査に関すること)
給付担当 ☎972-2594	介護保険の保険給付等(総合事業を含む)、特定福祉用具・住宅改修費受領委任払いの登録

名古屋市役所 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

【所在地】〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 本庁舎2階

【FAX番号】972-4147

【開庁時間】 8:45~17:30

注)申請・相談等で来庁される場合は、必ず事前連絡をお願いします。

- ・施設指導・居宅指導担当は、事務室を移転しております。詳細は「指導担当の移転について」をご覧ください。
- ・指定指導事務の一部を名古屋市介護事業者指定指導センターに委託しています。詳細は「介護保険事業所に対する指定指導事務の委託について」をご覧ください。